

企画競争実施の公示

令和5年9月20日

中部地方整備局
岐阜国道事務所長 松實 崇博

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 東海環状広報動画等作成業務

(2) 業務目的

本業務は、現在事業中の東海環状自動車道について、事業の必要性や整備効果等を一般住民に広く訴求し、事業の円滑な促進に資するため、東海環状自動車道の広報動画の作成、及び東海環状道利活用ポータル（HP）の更新を行うものである。

(3) 予定履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 配置予定担当者に関する要件

配置担当者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定担当者は、以下に示される同種又は類似業務について平成25年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

なお、業務実績は公示日までに完了したものを対象とする。

同種業務：国が発注した、動画コンテンツ作成業務かつホームページ作成業務

類似業務：動画コンテンツ作成業務かつホームページ作成業務

＊同種業務、類似業務に関して

1) ホームページ作成業務は、更新業務も含む。

2) 「動画コンテンツ作成業務かつホームページ作成業務」は、同一業務の実績で無くても良い。

3) どちらも国が発注した業務の場合のみ、同種業務とする。

(7) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出するものは、以下に示される同種又は類似業務について平成25年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

なお、業務実績は、公示日までに完了したものを対象とする。

同種業務：国が発注した、動画コンテンツ作成業務かつホームページ作成業務

類似業務：動画コンテンツ作成業務かつホームページ作成業務

*同種業務、類似業務に関して

1) ホームページ作成業務は、更新業務も含む。

2) 「動画コンテンツ作成業務かつホームページ作成業務」は、同一業務の実績で無くても良い。

3) どちらも国が発注した業務の場合のみ、同種業務とする。

(8) 企画競争実施にかかる説明書の交付を3.(2)の方法により受けた者であること。

(9) その他必要と認める要件

3. 手続等

(1) 担当部局

〒500-8262 岐阜市茜部本郷1丁目36番地の1

国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所 経理課

電話 058-271-9812

メールアドレス：cbr-keigifu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年9月20日から令和5年10月10日まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和5年10月10日16時00分 (1)に同じ。

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによること。

(4) 説明会の日時及び場所等

本契約については、関係法令の定めるもののほか、説明書により履行するものとし説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

本業務についてはヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3.(1)に同じ。

(3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(4) その他の詳細は説明書による。